

事業番号	10 05 07	事業改善シート (27年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	野生鳥獣救護対策事業			担当課	部局	林務部	
総合5か年計画	プロジェクト				課・室	森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室	
	施策の総合的展開	1-4 森林を生かす力強い林業・木材産業づくり			E-mail	choju@pref.nagano.lg.jp	
		4 様々な主体の関わりによる森林の適正管理と多様な利活用の推進			実施期間	S38 ~	

1 事業の概要

目指す姿	○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び第11次鳥獣保護事業計画に基づき、傷病鳥獣の救護を実施し、希少種を含めた鳥獣の野生復帰を図り、野生鳥獣保護管理を推進する。		
現状 (予算編成時)	○公立動物園、獣医師、救護ボランティアによる傷病鳥獣の救護を実施 ・平成25年度 195件(内訳:鳥類153件、獣類42件) ○高病原性鳥インフルエンザについては、国・県のマニュアルに基づき死亡野鳥及び糞便の検査を実施 ・平成25年度 235羽の不審死野鳥を扱い、4羽で簡易検査。全て高病原性インフルエンザは陰性。		
県が関与する理由	県関与の必要性あり 県民との協働による実施:実施は困難	【左記の説明、根拠法令等】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び第11次鳥獣保護事業計画に基づく鳥獣保護を図る事業である。	

成果目標・事業内容	① 成果目標(H27)				
	○救護マニュアルの基準により、適切な傷病鳥獣の救護を行う。 ・215件の鳥獣の救護 (H23:216件、H24:233件、H25:195 3か年平均215件) ○「高病原性鳥インフルエンザに係る技術対応マニュアル」(環境省)等に基づき、死亡野鳥等調査、年4回の糞便採取検査を実施する。				
	② 事業内容 (単位:千円)				
	項目	実施方法	H27事業実績		
			H27 (当初) (決算)		
		H28 (当初)			
救護ボランティア	直接	県に登録した野生傷病鳥獣救護ボランティアによる傷病鳥獣の救護を支援する。	188	188	188
救護委託	委託	公営動物園及び獣医師会に対し、傷病鳥獣の救護を委託する。	2,000	2,000	2,000
ウイルス保有状況調査	直接	へい死した野鳥や定期的な糞便採取調査により、高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を早期に発見する。(4回)	507	424	507
		合計	2,695	2,612	2,695

事業コスト	区分(単位:千円)	25年度	26年度	27年度	28年度	成果目標の達成状況						
	予算額	前年度繰越					項目	H26末(実績)	H27			H28目標
		当初予算	2,668	2,693	2,695	2,695			目標	成果	達成状況	
		補正予算					救護委託等による救護数	154羽・匹	215羽・匹	172羽・匹	未達成	195羽・匹
		合計(A)	2,668	2,693	2,695	2,695		糞便採取調査数(年)	4回	4回	4回	達成
	Aの財源	一般財源	2,668	2,693	2,695	2,695						
		県債										
		国庫支出金										
		その他	0	0	0	0						
	決算額(B)	2,668	2,666	2,612								
概算人件費	職員数(人)	0.10	0.10	0.10	0.10							
	概算人件費(C)	826	826	828	828							
概算事業費(B(A)+C)	3,494	3,492	3,440	3,523								

目標に対する成果の状況	○ H26実績値確定によるH26末実績の変更 野生傷病鳥獣の救護は、救護すべき鳥獣をマニュアルに則して確実に救護し、自然界へ回帰させることが目的である。実施救護件数の多寡によらず、救護依頼した傷病鳥獣の救護が適切に実施されていれば、事業の目的は達成されているものとする。ウイルス保有状況調査では、目標の回数の調査を実施できた。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 法定された事業計画に基づくものであり、継続しつつ、今後も適切な傷病鳥獣の救護と高病原性鳥インフルエンザなどの感染の防止に努める。
--------------------	---